

丹波山村景観計画

平成25年 3 月

はじめに

村民のみなさまには、日頃村政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、村では「丹波山村景観計画」を策定いたしました。この計画は、丹波山村の景観（その地域独自の景色）を守り、育て、次代に引き継いでいくための計画です。

景観は、山や川などの自然環境、畑地や家並みなどの生活環境、社寺や祠、祭りなどの風土・伝承などの様々な要因が影響し合って形成されます。丹波山独自の風景・景色を守り伝えることは、村の文化や伝統を守り伝える事でもあります。

村民が四季折々の自然と美しいまちなみのなかで安心、安全に、そして心豊かに暮らせるとともに、村に来た人たちが山村の風景に心を和ませる事ができる、丹波山のふるさと景観をつくっていきたいと考えております。

景観は、長い年月の日々の取り組みによりつくられるものであり、行政の取り組みだけでできるものではありません。本計画を基に、村民のみなさまや村外の方々のご協力をいただきながら、施策を推進する事が必要と考えます。計画の推進においては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、計画策定において、村歩きの調査から伴走していただきました審議委員のみなさまには、心より御礼申し上げます。

平成25年 3 月

丹波山村長 岡部 政幸

目 次

第 1 章 景観計画の概要	1
第 1 節 計画の背景と目的	1
第 2 節 計画の位置づけ	3
第 3 節 計画の構成	4
第 2 章 丹波山村の景観特性と課題	5
第 1 節 本村の条件と景観の特性	5
第 2 節 景観づくりに向けた意向	21
第 3 節 良好な景観形成に向けての課題	25
第 3 章 良好な景観形成に関する方針	27
第 1 節 基本理念・目標	27
第 2 節 景観形成区域及び景観形成エリア	29
第 3 節 ゾーン別景観形成	31
第 4 章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	34
第 1 節 届出対象行為	34
第 5 章 その他に関する事項	37
第 1 節 景観重要構造物及び景観重要樹木に指定の方針	37
第 2 節 屋外広告物の制限に関する事項	38
第 3 節 景観重要公共施設の整備に関する事項	39
第 6 章 計画の推進	40
第 1 節 推進体制の整備	40
第 2 節 景観形成の推進	41
資料編	
推奨する色彩について	47
関連法等による主要な景観規制	51
計画策定経過等	58

第 1 章 景観計画の概要

第 1 節 計画の背景と目的

景観法（平成16年 6 月18日：法第100号）の施行に伴い、景観行政団体（県内22市町村 平成25年 3 月 1 日現在）として、住民・事業者・行政の役割を明確にし、良好な景観形成に向けて条例や地区計画等を策定する例が増えています。

景観法はそれ自体が直接に景観を規制する訳ではなく、地方自治体の景観に関する指針や条例、それに基づいて地域住民が締結する景観協定に実効性を持たせようとするものです。

本村においても、村の個性や特性を生かしながら、魅力的な景観づくりを進め、それらの取り組みが村の活性化に結びついていき、美しい景観と活力のある村を次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

景観づくりを進めるには、さまざまな施策を景観の観点から総合的・計画的に展開していく必要があります、村民や事業者等においても美しい景観づくりを意識し日々の取組や活動の中で、その実現に努めることが求められます。

このため、景観法を背景に景観計画を作成することにより、景観問題に対して村の取り組みと役割を果たすこととします。

本計画は、本村における景観づくりの考え方を明らかにするとともに、県景観条例や屋外広告物条例、自然公園法、森林法など様々な関係法令等との関係性についての整理の上、保全すべき良好な景観や景観形成のための緩やかな規制づくりを進めるものです。

また、その段階的な実現に向けて、村・住民・事業者・関係行政機関・関係団体等との協働による推進方策を含む景観づくりのマスタープランとして策定します。

【計画策定の目的】

- (1) 本村の美しい景観を次の世代に受け継いでいきます。
- (2) 場所に応じた景観を保全・創出します。
- (3) 暮らしや文化に息づく景観を守り・つくりあげていきます。
- (4) 地域内外の協働による景観づくりを進めます。
- (5) 景観づくりの取り組みを通し、誇りを培い村の活力を創っていきます。

【計画策定の視点】

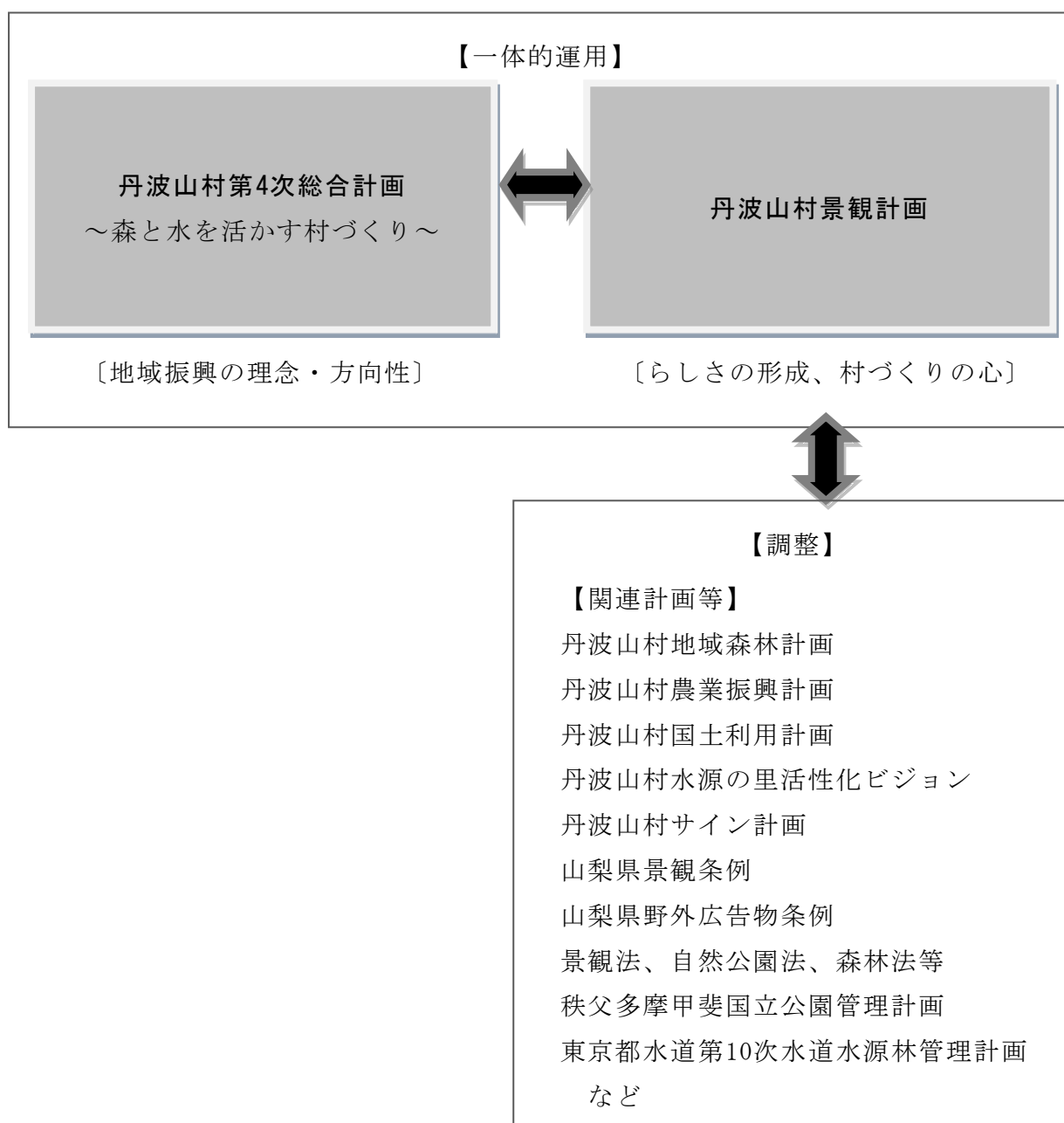
本計画策定にあたり景観法が掲げる以下の視点に留意し、方針・行為の制限・景観づくり施策、推進のしくみを検討します。

適正な利活用による自然景観の保全	散策道の整備や登山道の維持、適切な森林づくり
地区の個性に応じた景観の保全・創出	地区単位の景観づくりの仕組みの構築
歴史的文化的資産等の保全・活用	景観重要建造物・景観重要樹木制度の活用の検討
公共施設等の美観の向上	景観重要公共施設制度の活用の検討
現行の各種法制度との連携	現行法制度による規制と現行法制度では対象とならない景観阻害要因の景観誘導
景観阻害要因の改善	既存の景観阻害要因の除去等
景観づくりマネージメントの仕組みの構築	・活動地区の支援や景観づくり団体の認定などによる住民活動の支援等 ・「丹波山村景観協議会（仮称）」の設置 など

第2節 計画の位置づけ

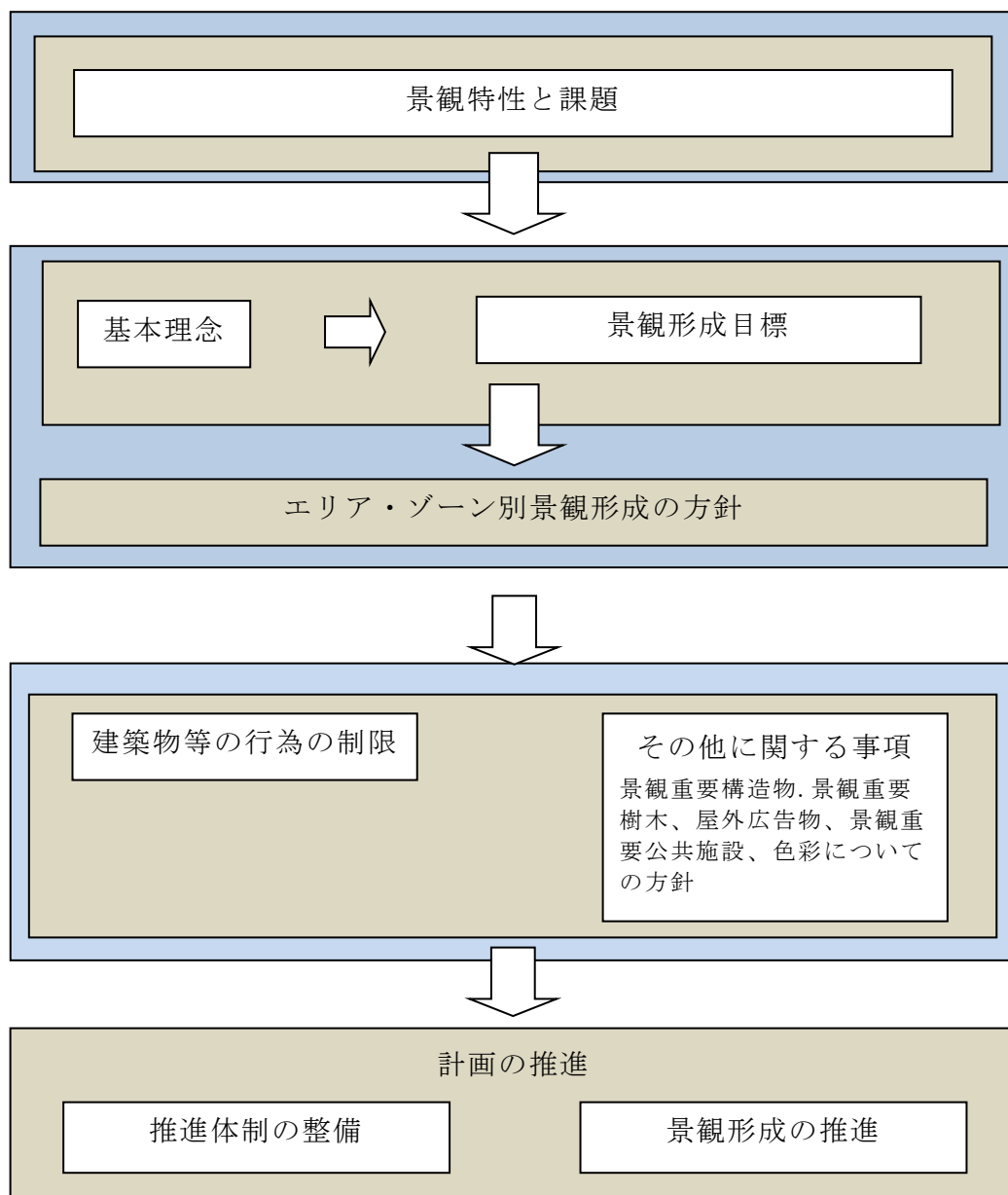
本村は、そのほとんどが森林という条件から、東京都水源林としての森林がもたらす環境保全機能を確保しつつ、次代に向け村づくりを推進するため“森と水を活かす村づくり”を展開していくことが求められています。

このため総合計画（策定予定）と両輪をなし、生活基盤機能の集積及び土砂災害等を配慮した土地利用の基本方針を前提に、自然環境の保全、丹波山らしい文化・風土の継承を重視した景観計画を策定するものとします。



第3節 計画の構成

本計画は次のような構成（流れ）としています。



第2章 丹波山村の景観特性と課題

第1節 本村の条件と景観の特性

(1) 自然環境

地形・気象条件等により様々な山河の形や森林がつくられ、本村の景観の骨格を形成しています。

- 急峻な山腹を仰ぐV字溪谷が発達し、滝、急流など幽玄な溪谷美が形成されています。
- 断層帯などの構造、浸食作用により形成された中心地の集落等からは、標高差500～1,500mに及ぶ山並みが遠望でき、また、山頂・稜線からは富士山や関東平野などの壮大な景色が見られます。
- 亜高山針葉樹林帯、夏緑広葉樹林帯、常緑広葉樹林帯の3つの植生帯により、多様な生態系が形成され希少な動植物や四季の美しい風景が見られます。

①地形等条件

本村は、関東山地の南東部に位置し、多摩川源流域にあたる急峻な地形が大半を占めています。村域にある秩父山地の山では飛竜山（大洞山）の2,077m、大菩薩連嶺の山では大菩薩嶺の2,057mが最高地点で、最低地点は東端の鴨沢地区で535mです。

丹波川の本・支流は、浸食が盛んなため、深いV字形の溪谷を形成し、山腹は急傾斜しています。他方、本村中心部などを通過する断層破碎帯は斜面崩壊が進み、河岸段丘を伴う小盆地を形成しています。

山地は2,000～1,000mの高度をもつ急峻な山峰がそびえていますが、七ツ石山より六ツ石山に続く山陵のように比較的幅広くなだらかな尾根の続くところが多く、丹波平など平坦面を残す峰もあります。

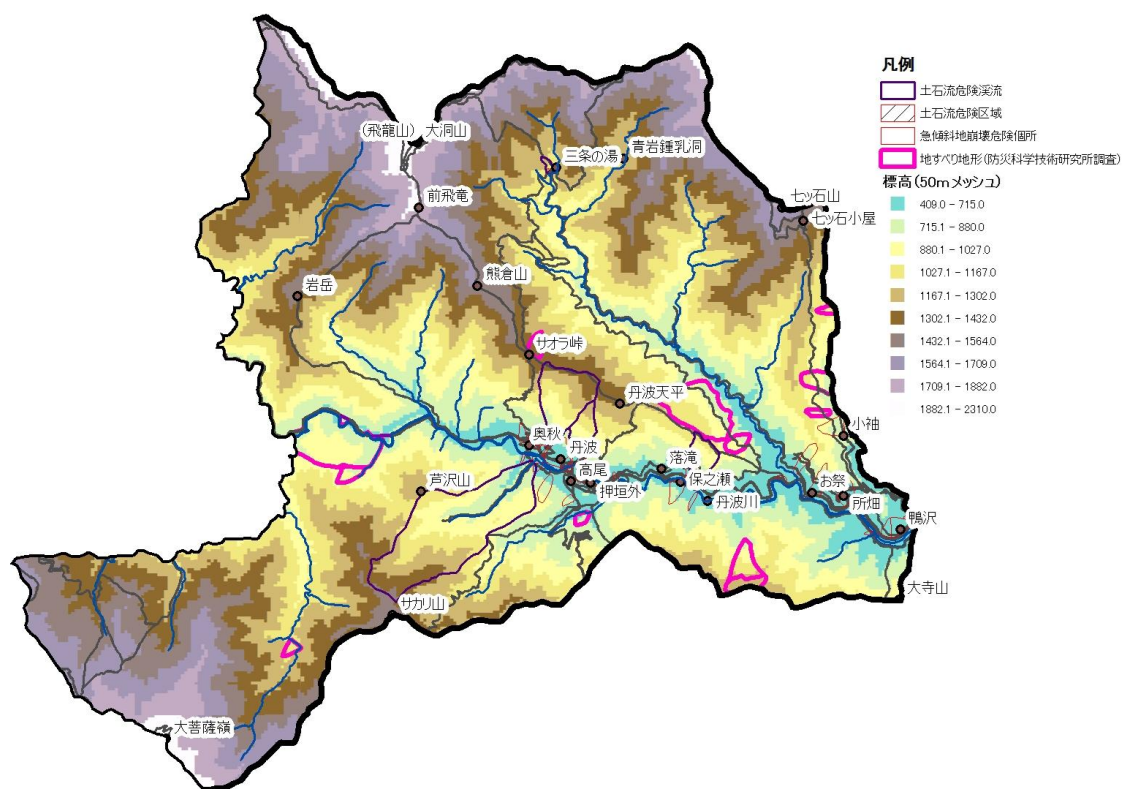
こうした地形は、地質条件を背景に形成されますが、本村の地質を概観すると、以下の通りです。

本村域は、海洋プレートが陸側プレートに沈み込む際に付け加わった地層（付加体）で構成され、激しい褶曲作用を受けています。地質構造は、北西－南東方向に走る五日市－川上構造線や鶴川断層、後山川断層などによって断たれ、帯状に地層が分布しています。

本村のほとんどは中生代白亜紀～新生代古第三紀の四万十帯（小河内層群・小

仏層群など）であり、雲取山等の一部に、中生代ジュラ紀の秩父帯が分布します。これらの地層は主に砂岩・泥岩・チャート（堆積岩類）等で構成されますが、古生代の石灰岩体（青岩鍾乳洞、小袖鍾乳洞）をはさみます。

一方、大菩薩嶺やサカリ山等は石英閃緑（岩深成岩類）であり、新生代第三紀にマグマが貫入したものです。なお本村に近接する鶏冠山付近には、変成作用に伴う金鉱脈が形成され、武田時代の黒山金山の跡が残されています。



②気象条件

本村の年平均気温は約12℃と東京に比べて3℃程度低くなっています。冬季の最低気温は、都心との差が日最低平均で6～12℃に達する場合があります。全般的に昼夜・夏冬の寒暖の差が大きく、更に斜面の方向（日向・日影、風上・風下）等による微気候差が大きいといった特徴があります。なお、山岳地帯に位置していますが、積雪量はあまり多くはありません。

年降水量は、山間地域として雨が多く1,500mm～1,700mmを示し、高度とともに増加します。降水量の多い季節は梅雨期から台風・秋雨期に至る6月～9月で、5日間の雨量が583mm（明治40年）に達したこともあります。

なお、紅葉の見ごろは丹波溪谷で10月下旬～11月初旬、桜の満開は4月中旬ごろ、初霜は9月下旬～10月中旬です。

③植生

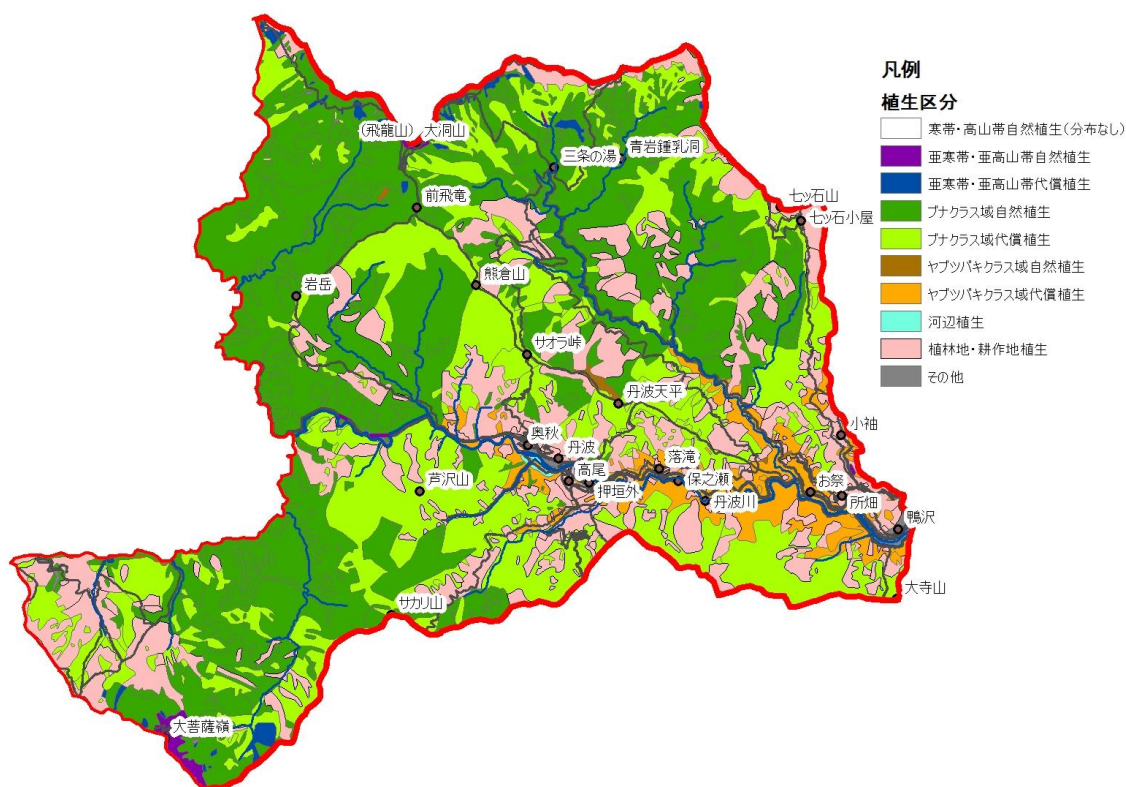
本村の植生区分は概ね高度に対応し、亜高山針葉樹林帯、夏緑広葉樹林帯、常緑広葉樹林帯の3つの植生帯を成立させています。

亜高山針葉樹林帯は、大菩薩嶺、雲取山、飛竜山など山頂・稜線付近に僅かに分布し、主にシラビソ林（シラビソ-オオシラビソ群集）やコメツガ群落などが、一部にダケカンバ群落がみられます。なお、代償植生のカラマツ植林も少なくありません。

山麓は夏緑広葉樹林域のブナクラス域に対応し、高度範囲はおよそ600～1,750mに広く分布しています。代表的な森林はブナ林（ヤマボウシ-ブナ群集、オオモミジガサ-ブナ群集など）とイヌブナ林（イヌブナ群集）です。なお、イヌブナはブナと混生しますが海拔1,500m程度を上限とし比較的低い標高に生育しています。また、尾根や岩角地ではツガ林（コカンスゲ-ツガ群集）が帯状に生育し、一方溪谷沿いにはシオジ林（ミヤマクマワラビ-シオジ群集）がみられます。これらの自然植生も伐採等の人為的な干渉によって、クリーミズナラ群集やスギ・ヒノキ植林などに置き換わっている所がめだちます。

常緑広葉樹林帯は河川沿いの一部の低地にヤブツバキクラス域が分布し、ウラジロガシやアカガシなどに混じって針葉樹のモミが随伴する場合があります。なお、ヤブツバキクラス域の多くは代償植生で、クヌギ-コナラ群集やイヌシデ、ヤマザクラなどかつての薪炭林として残存しています。

河辺植生としては、高木層にはシオジの他サワグルミ、トチノキ、カツラ、低木層にはヤマアジサイ、タマアジサイなどが生育し、洪水の際に冠水し礫が堆積する河床にはツルヨシ群集が僅かに見られます。



（２）生活環境

宿場の面影や山村の暮らしと観光・交流施設、季節の催事など、落ち着いた佇まいの中で、健やかな生活や交流活動が、本村の景観を彩っています。

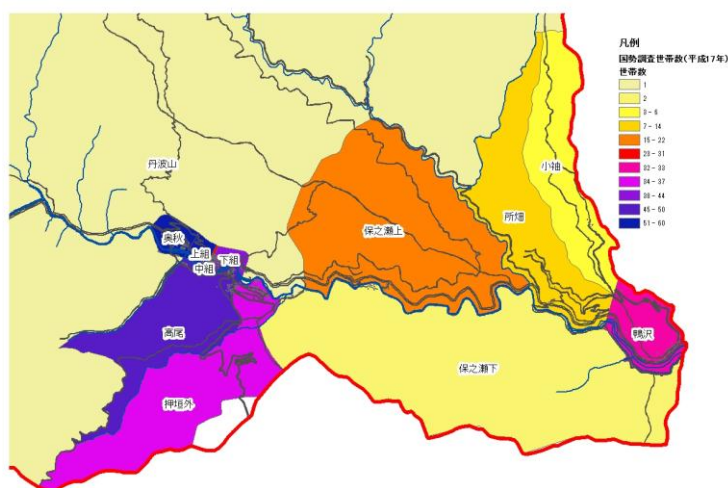
- 東西に貫流する丹波川流域沿いの河岸段丘上や傾斜地及び支流・山腹傾斜地に集落が点在し、なかでも比較的規模が大きい丹波地区は、公共施設や観光施設等が集まる中心エリアとなっています。
- 集落は、崩壊地跡などに傾斜畑を伴い、いずれも小規模な土地を利用する密集した宅地・集落形態にあり、特徴的な景観となっています。
- トレッキング、キャンプ・釣り・川遊び等のアウトドア活動、温泉&ドライブや味覚など山里ならではのレクリエーション活動が盛んです。
- 黒山金山にまつわるおいらん淵、おいらん堂、国中と青梅を結ぶ宿場の面影、ささら獅子、お松引きなど季節の催事が、山里の歴史・文化を感じさせてくれます。

①地理的条件及び土地利用

本村は、山梨県北東端に位置し、北部は、荒川水系と多摩川水系の分水嶺である秩父山地を境に埼玉県や東京都と接し、南は大菩薩山系の妙見鹿倉尾根で小菅村と、西は大菩薩嶺等で甲州市塩山地区に接します。

本村の全域は、秩父多摩甲斐国立公園に属し、林野率が97%という典型的な山村です。また、山林の70%は東京都の水源涵養林となっています。

本村の集落は、東西に貫流する丹波川流域沿いの河岸段丘上や傾斜地に点在し、上流から奥秋・丹波（上組、中組、下組）・高尾・押垣外・保之瀬・鴨沢などがありますが、盆地状を呈する丹波地区は比較的規模が大きく、公共施設等が集まる中心エリアとなっています。支流沿いの集落としては、小袖川右岸の斜面には小袖があり、丹波川左岸の山腹斜面に所畑などの小集落があります。また、耕地は、地すべり跡や急傾斜地が崩壊した崖錐に立地し、主に集落背後の南向きの日向斜面に分布しています。



②丹波山村のあゆみ

本村の先史時代については、西原地区の縄文時代前期の土器片、成畑地区には縄文中期の住居跡が発見されています。有史以来の歴史は明治32年の大火などで古文書等が焼失し、たどることができませんが、甲斐武田氏による黒山金山の採掘があり、その全盛期には丹波に金山奉行が置かれ、黒山千軒、丹波千軒と言われるような大集落が存在していました。その後黒山金山も廃坑となり丹波の集落も衰退し静かな山里となりました。

江戸～明治前期には、大菩薩峠を経る甲州裏街道が、また明治前期には柳沢峠ルート（現青梅街道）に改められ、国中と青梅を結ぶ宿場として重要な役割を担っていました。また、本村の森林は江戸時代から村民により入会地的活用をしていましたが、明治22年御領地として皇室の所有となり、さらに明治35年には東京府が払い下げを受け水源涵養林として管理されるようになりました。

この時代の暮らしとしては、緩傾斜地等の常畑や山地の一部で行われる焼畑で蔬菜、ソバ、トウモロコシ、麦類、エゴマ、豆類などを自給的に栽培し、加えて商品作物としては養蚕をはじめ、コンニャク・ワサビ等を導入し山菜採りなども含め現金収入とすることが一般的でした。また、大正末期ころから製炭が栄えましたが、高度経済成長期には燃料革命により衰退しています。

なお、小河内ダム（昭和32年）によって鴨沢集落は湖底に沈み、移転しましたが、青梅線の氷川への延伸をはじめ、青梅街道整備、ダム建設など公共事業により建設業が増えるなど大きく変貌しました。昭和50年代頃には観光レジャー・登山・林間学校等に対応する村営釣り場、村営ロッジ、キャンプ場等の施設整備が進み、民宿・土産物店（農業・林業・運送業などとの兼業）が増えました。さらに平成に至りローラー滑り台、道の駅やのめこい湯の整備などで首都圏からアクセスの良い日帰観光圏となっています。

③現在の村

本村は、東京から比較的近い山村として、登山・ハイキングをはじめ、ファミリー層が多いキャンプ・釣り・川遊び等のアウトドア活動、著名な温泉&ドライブなどレクリエーション活動が盛んです。また、山菜、ワサビ、コンニャク、ジャガイモ、手打ちソバ、シカ肉ジビエ料理など山村独自の味覚を求め来訪する人々も増えています。

さらに、クライנגルテンでの畑作業、サミットの森などでの林業ボランティアといった、山村の暮らしそのものを体験し、地域の人とともに考える、本村を舞台とするふるさと活動も活発化しています。

(3) 景観の特性

本村は水辺、山、山里（中心部・周辺部）といった景観に特徴づけられる美しい村です。

【水辺の景】

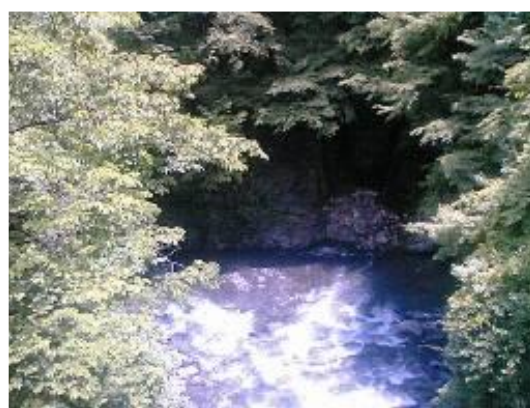
急峻な山岳森林を水源として流れる清流は、上流部の丹波溪谷ではV字谷の穿入蛇行、ナメトロなどの幽玄な溪谷美、村中心部では親水性の高い広々とした河原、下流部では再びV字谷となり、奥多摩湖へ流れ、変化に富んだ美しい水辺景観を形成しています。

丹波溪谷 - 三重河原



河川浸食により、みごとな穿入蛇行が形成されています。

丹波溪谷 - ナメトロ



両岸が高くそびえ川幅が狭くなった峡谷に、滑床（なめどこ）が続きます。

貝沢川 - 雄滝・雌滝



2段の滝は水しぶきを上げ、爽やかな印象を与えます。

丹波川 - 宝蔵寺付近



広々とした平瀬が続き、石積み護岸により親水性が確保されています。

丹波川 - 村営つり場



滞筋に並行する流れを区切り、村営つり場が整備されています。

丹波川 - やまびこ橋



吊り橋（やまびこ橋）は、水辺景観のアクセントとなっています。

丹波川 - のめこい湯



吊り橋とのめこい湯。大きく湾曲する早瀬は、美しい清流となっています。

丹波川 - 保之瀬



屈曲するV字谷の谷底に立地する住家。杉の植林と落葉樹の河畔林がコントラストをなしています。

奥多摩湖 - 鴨沢



梅雨前の渇水期は、湖底が現れ、土砂の堆積層や流木が見られます。橋梁は薄い水色です。

橋梁 - 丹波



橋の上からの開放的な河川景観

【山の景】

中心部からの山並みの穏やかな景観、上流部・下流部・支流の谷から見上げる険しい山容など、視点場により様々な山並み景観が眺望できます。また、林内では、麓からスギ・ヒノキの植林地、モミが交るブナ・コナラなどの落葉樹、尾根筋のカラマツなど多様な林相を見せ、美しい森林景観となっています。

丹波天平・サオラ峠の遠景



急傾斜な山腹の基部に中心集落が立地します。背後の飛竜山等の稜線は隠れています。

所畑からの鹿倉山の遠景



丹波川の深い谷が刻まれ、山塊の大きさが実感されます。

中心部からの山並み眺望



小盆地から見上げる山並みが美しい景観となっています。

サオラ峠への登山道



集落に近い山腹はヒノキの植林地が広がります。

点在するモミ



夏緑広葉樹林域に針葉樹（モミ）が交じり特徴的な林相を呈しています。

ブナの森



水源涵養林にはブナやミズナラの大木が残されています。

丹波天平のカラマツ林



天平はカラマツ人工林が広がり美しい木立の景観が見られます。

丹波天平のナラの大木



広場には伐採後に育ったナラの大木があり、かつての山の暮らしが伺えます。

後山川の谷上部



ブナ、ナラ類など多様な樹種が見られる美しい天然林が見られます。

高尾天平稜線部



稜線部は夏緑広葉樹林の美しい林が続きます。

高尾天平稜線部の東屋



除伐され、東屋等が整備され手入れの行き届いた山頂部。

東急ホテルズ・グリーンコインの森



高尾天平の北斜面は桜の森づくりが進められています。

グリーンコイン基金等の案内



ホテル利用者の支援も引き出す森づくり活動が紹介されています。

サミットの森（うずも）



日光が差し込むサミットの森。土留は間伐材が使用されています。

サミットの森（たわの向村有林）



うっそうとした植林地ですが、これから手入れが予定されています。

【山里の景（中心部）】

村中心部は、丹波川両岸に沿って形成される小盆地に、大きく広がる傾斜畑や小さな畑などを伴う穏やかな雰囲気集落が立地し、点在する寺社や学校など公共施設、観光施設なども見られます。集落内の小路には昭和の佇まいを感じさせる民家も残り、かつての宿場といった懐かしい景観が点在します。

中心部の中景



主要な道路や眺望場から俯瞰景で家並みを望めるのが特徴です。

集落内の畑



ジャガイモ、ソバ、ミョウガ、コンニャクイモなどの多品種少量栽培の畑が穏やかな景観を形成しています。

昭和の面影



板張りの旧商店、古い広告、地上式単口消火栓など懐かしい景観要素が見られます。

山裾の傾斜畑



大きく広がる傾斜畑は村の重要な景観特性と言えます。

おいらん堂



おいらん堂は、やさしい村人の気持ちが顕れています。

庭先



春には道を彩る庭先の花のもてなしが見られます。

共同水場



集落内の山裾には共同水場が点在し、古き良き暮らしの景が残っています。

水場のおもてなし



水場は花を飾り道具が整頓されています。

村営住宅



モスグリーンと板壁の共同住宅。森の里に馴染む新しいデザインと言えます。

旧宿場筋



街道には民宿などが点在し、宿場の面影が感じられます。

【山里の景（周辺部）】

丹波川に沿う国道411号の沿道は、カーブのたびに山並み眺望が移り変わり、谷底の斜面に見下ろす集落、山腹斜面に見上げる集落が点在します。

支谷の山腹には古民家の佇まいを残す素朴な集落や斜面中腹の傾斜畑を持つ自然と調和した集落景観を形成しています。

斜面の集落景観



斜面を巧みに利用した道・石垣・建物がつくる集落景観が見られます。

古民家



小袖集落には養蚕農家の構えを持つ立派な旧家が残ります。

石垣



先人から受け継いだ石垣。

所畑集落



山腹斜面の住宅。南側斜面の畑にはタラの木などが植えられ自然と調和した暮らしづくりが伺われます。

保之瀬集落



丹波川狭窄部の谷合に立地し、国道からは見下ろす景観となります。山腹の傾斜地に張り付く住宅・畑が見られ特徴的な景観となっています。

鴨沢集落



商家、土蔵、板塀と石垣などが続き、宿場街的な落ち着いた景観が見られます。

斜面を登る小路



斜面の集落には、散策を誘う小路が幾つも見られます。

御神水



磨けば光る資源。活用されず残念。

【修景が望まれる景観】

本村は美しい景観が広がりますが、中には不法投棄やごみの散乱、森林管理の不徹底など修景が必要な場所や時間をかけてより美しい集落景観へと誘導していくことが望まれる要素もあります。

山裾に散乱するゴミ  中心部傾斜畑付近の植林地には、ゴミが散乱している場所もあります。	除・間伐材の放置  間伐した木が搬出されず荒廃した印象を与えるエリアがあります。
眺望の阻害  丹波天平の展望台。集落を見下ろす展望台ですが、木立が茂り眺望が得られません。	廃タイヤを利用した柵  傾斜畑を獣害から保護する柵に廃タイヤが利用され、美しい眺望を損なっています。

国道沿道の野積み



再生用資源を野積みした区間が続き、沿道景観を損なっている場所があります。

屋根色の不統一



住宅の屋根色は統一性が低く、青トタン屋根は違和感を感じさせます。

朽ちかけたベンチ



バス利用者へのせっきくの配慮なのですが、ベンチが壊れており寂しい雰囲気を感じさせます。

路地から見える生活用具



生活用具が路地から見えるため雑多な印象を与えています。

デザイン性が低い公共施設



全国どこにでもあるようなデザインの公共施設も残り、時間をかけ丹波山らしさを表現することも望まれます。

看板の乱立



様々な看板が乱立し、村の玄関としてふさわしい景観とはなっていません。

第2節 景観づくりに向けた意向

丹波山村総合計画アンケートの結果からみる、景観づくりへの村民の意向については、以下のように整理されます。

※丹波山村総合計画アンケート：実施 2011 年 10 月 25 日～11 月 15 日。対象 18 歳以上の全村民。回収数 433（66.8％）。

（１）村の現状評価

村のイメージを加重平均で見ると、「美しい村」0.61ポイントと肯定的な意見が多くなっている一方、「個性（特色）ある村」-0.62ポイントと否定的な意見が多くなっています。

生活環境に対する満足度として、「自然環境（緑の豊かさ、川の水質、空気など）」は、1.51ポイントと極めて高い評価となっています。

加重平均：「そう思う」から「思わない」までの回答者に、+2 ～ -2までの点数をかけて、回答者数（わからない、無回答除く）で割った数値です。全員が「そう思う」であれば「+2」、反対に全員が「思わない」であれば「-2」になります。

（２）将来のむらづくりへの意向

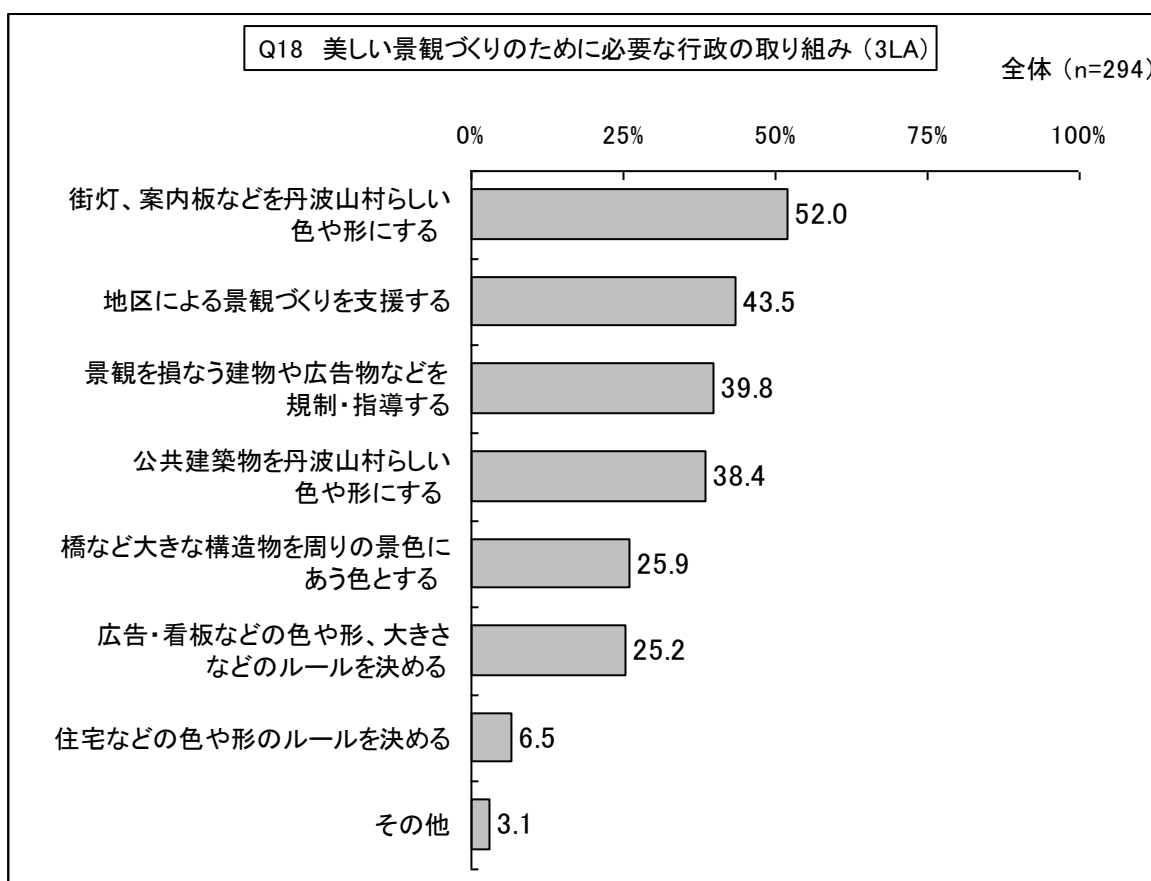
将来望む村のイメージは、「健康で安心して暮らせる村」56.1%に続き「自然と共生する美しい村」54.0%が挙がっています。

観光・交流の振興において重要なことは、「美しい自然や景観（景勝地）の保全」42.3%が最も多く、次いで、「森林や河川などを活用した自然に親しめる場の整備」38.6%となり、自然や景観の保全ならびにそれら自然に親しめる場の整備が上位に挙がっています。

参加したい地域活動は、「美しい村をつくるための《花いっぱい活動や清掃活動》」31.6%が最も多く、次いで、「地域の自然を守り育てる《自然保護・愛護活動》」27.0%が続いています。

(3) 景観づくりのために必要な行政の取り組み

景観づくりのために必要な行政の取り組みは、「街灯、案内板などを丹波山村らしい色や形にする」52.0%が最も多く、以下、「地区による景観づくりを支援する」43.5%、「景観を損なう建物や広告物などを規制・指導する」39.8%、「公共建築物を丹波山村らしい色や形にする」38.4%となっています。全般に景観を整備する取り組みが上位にランクされ、景観規制はあまり望まれていない状況が伺われます。



※無回答者の割合が32.1%と多かったため、無回答を除いた割合となっています。

(4) いいと思う村の風景

村の眺望（視点場）	小峰山、大橋、すべり台、押垣外、今川峠、天狗島
山の風景	国道から見た奥秋南側の山並み・小峰山。保之瀬の山の緑、紅葉。
川の風景（視点場）	高尾橋から見る川原の桜の風景。清水橋から見た川原。奥秋上の農道から見た川原。道の駅たばやまから見た川。
四季折々の風景（紅葉や新緑）	どこから見ても四季折々の風景は素晴らしい。小峰山の紅葉、交流センター付近のいちよう。塩山方面に向かう国道沿いの紅葉。のめこい湯前のもみじと吊り橋付近の紅葉・新緑。
夜景、星空	夜空の降り落ちそうな星。のめこい湯大橋から見た夜の景観。千ノ久保から見た丹波宿の夜景。
小峰山の丹波山城	遠くから見た小峰山の城。押垣外バス停より見た丹波山城。
のめこい湯	国道の目下に見えるのめこい湯。道の駅から見たのめこい湯。
集落	東京方面から村に向かって「塩の山（しょうのやま）付近」からの温泉街のような丹波の集落。押垣外バス停より眺めた丹波集落（宿場）。
すべり台	すべり台等の景色。すべり台下のあじさいの咲く風景。

(5) 良くないと思う村の風景

村西部（奥秋から余慶橋）の国道沿いのごみや廃車の放置	村の玄関口であるのでイメージが悪い。不法投棄と思われる国道脇の車やいろいろな物。売店（きのこ店）周辺のごみや廃車の放置。
空き家	空き家が点在しているところ。国道沿いの空き家。
雑木、雑草	国道・県道で見られる雑木が交通安全の妨げや景観を悪くしている。各道路に生い茂る雑草はあまり良くない。
サカザキ鉄鋼所跡地	鉄鋼所跡地を放置しておくのはよくない。サカザキマシナリー建物周辺とその建物。
丹波川（手を加えず等）	手を加えすぎた作り物の丹波川。整備されすぎた清水橋から温泉までの川原。（訪問者は大自然を感じないだろう）
道路沿いのごみや廃車の放置	国道沿いに廃車が多数置いてある場所。国道や村道沿いに廃車や建設資材・機械などが放置されているところ。

（６）景観づくりへの意向

本村は、山河や集落の眺望・四季の景色など、美しい村と評価される中で、今後も自然と共生する美しい村をめざし、自然・景観の保全や親しめる場の整備、花いっぱい・清掃・自然保護活動の参画機会を拡充していくことが求められています。また、景観づくりに向けては丹波山村らしい街灯、案内板の整備、地区による景観づくりの支援が必要とされ、加えて建物・屋外広告物・公共施設の形や色のルールづくりも必要とされています。さらに、ごみや廃車の放置、空き家対策など美観の向上、より自然に近い川づくりなどが望まれています。

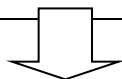
第3節 良好な景観形成に向けての課題

(1) 丹波山らしい景観の形成

本村の集落は、山里・宿場の佇まいなどなつかしい歴史文化的景観、傾斜畑や集落内の畑など暮らしの景観が温存されていますが、これらが醸し出す雰囲気大切に、山里文化の価値を可視化していく取り組みが望まれます。

● 朽ち果て失われていく山里文化

板塀の家々、薪、共同水場、集落内の小道、傾斜畑、ジャガイモ等在来種、石垣の花、畑の花、祠、道祖神、御神木、ワサビ田、消火栓、言われのある淵、季節の催事、文化人の往来 など



本村の暮らしの景は、そのままでも穏やかな美しさがあります。しかし、例えば山腹の傾斜畑が日当たりを求め集落より高い場所に形成されること、それぞれの淵に名前があることなど、単に見えているものだけではなく、形作られる景観の中に深い意味合いがあり、その成り立ち等に大きな価値が秘められています。

このため、こうした暮らしの景（雰囲気を形づくる要素の意味、いわれ、物語）の価値を大事にして、意味のある景観を守り育てていくことが必要です。



なお、本村においては、森林が97%を占め、ここでの景観課題はその保全が最優先されます。他方、集落は緑豊かな山岳に囲まれるといった条件から、ひとつ一つの建物・工作物、道路・橋梁などの人工物は緑の景観に大きな影響を与えます。このため、施設整備に際しては、周辺の景観になじむ整備が求められます。

（２）景観形成へのルールづくり

本村の山間部の多くは自然公園法の特別地域であり、また、保安林指定や東京都水源涵養林として、様々な行為は厳格な規制・管理がなされており、国・県・都水道局と本村の調整のもと、景観が著しく損なわれるような事態はあまり考えられません。

一方、小菅村境を含む丹波川の谷のうち、国道411号に沿う中心集落の丹波をはじめ各集落（下流部集落は除く）は自然公園法の普通地域であり、かつ都市計画地域外です。

しかし、この地域も美しい溪谷や山並みの眺望を誇り、穏やかな集落景観が展開され、村民の生活の場であるとともに多くの来訪者の目に触れるルートであることを考慮すると、諸規制は緩い状況と言えます。このため、建物の色彩や高さ制限、広告物等の大きさ・色彩、野外での物品の仮置きなどについて一定のルールを確立する必要があります。

（３）今後の景観阻害への対策

現在の所、本村においては著しい景観問題はありませんが、不法投棄や廃屋などは発生しており、今後、首都圏に近く低廉な地価条件や高齢化・過疎化等によるコミュニティ機能の低下がもたらす、望ましくない様々な開発、不法な行為などにより景観が損なわれる可能性を考慮し、対策を検討する必要があります。

また、保安林等以外の民有林を対象とする林地開発許可制度は、1ha以下の小規模開発行為に対する効果的な調整手段を担保していません。こうした状況を勘案し、現在保っている良好な景観の保全に向け対策を検討する必要があります。

第3章 良好な景観の形成に関する方針

第1節 基本理念・目標

景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）

1 基本理念

山 河 清 風 に 満 ち た し な や か な 村 づ く り

※美しい自然の中で、柔らかく、上品に、弾力のある村づくりを進めます。

私たちの村は、独自の特色にあふれる村です。

- 美しい山並とそこに育まれる自然の恵みを享受して暮らしてきました。
- 山林と清流に囲まれた生活で形成された山里の文化があります。
- 西多摩から甲州への山間街道としての歴史があります。
- 都市部の水源として、豊かな森林と清らかな水環境を保つ役割を担っています。

このような特色が、魅力のある景観を形作っています。

- 景観は、自然環境と人々の暮らしの営みから作り出される文化・伝統の現れです。
- 景観は、村民共有の財産であり、都市の住民にとってもかけがえのない資源です。

この魅力ある景観を育み次世代へ伝え村の持続・活性化につなげていくことが大切です。

- 丹波山らしい景観を守り育て次代に伝えなくてはなりません。
- 村への愛着を育み、様々な人々が関わり美しい景観形成に努めます。
- 景観づくりの取り組みが、わたしたちの誇りを培い、村の活性化へと結びつくように努めます。

2 景観形成の目標

景観形成に向けた基本理念を踏まえ、景観形成の目標を次のように設定します。

○自然：豊かな自然に適応する風景づくりを目指します。

丹波山村の自然景観は、遥か昔からの地殻変動や河川の浸食作用、地形・気象条件による植生、長い時間をかけた林業により形成されたものです。土地利用計画の検討や道路・河川整備等の際に、生態系等諸条件に配慮した利用を行い、自然景観を保全します。

○文化：山里文化を継承し、暮らしに潤いをもたらす景観形成を進めます。

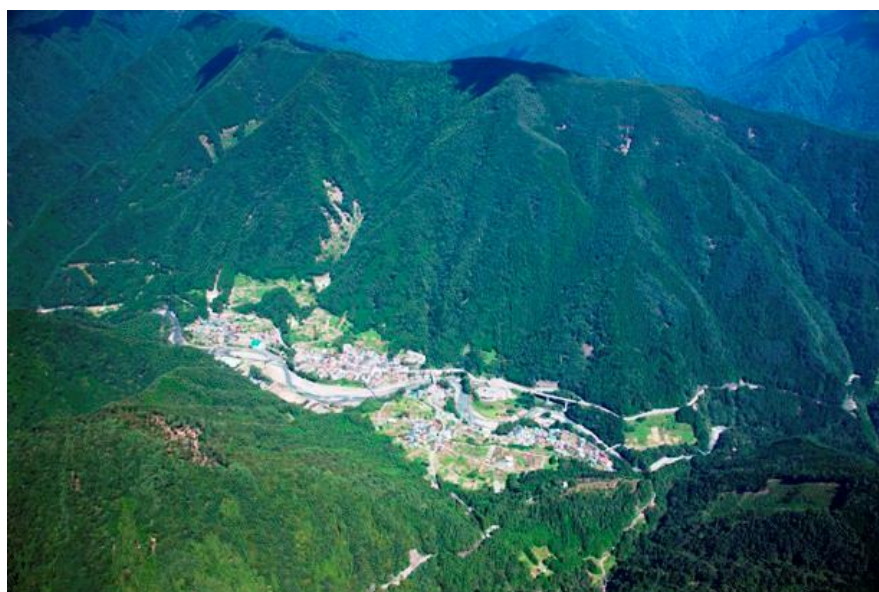
丹波山村の集落や周りの畑・森などの佇まい、寺社やお祭りなど歴史文化は、なつかしい山里の雰囲気を与えています。先人に培われた歴史文化的な景観を保全し、また現在の暮らしの中で新たな価値を見だし継承していきます。

○拠点：生活・交流拠点として中心核の景観整備を進めます。

丹波山村の中心集落は、コンパクトな形で観光交流施設や公共施設が立地する村の生活・交流拠点となっています。穏やかでまとまりのある空間として、丹波山らしさを表現する優れたデザインの公共施設の整備等により景観の整備を進めます。

○活動：内外の人々の協働による景観むらづくりを進めます。

丹波山村では、かねてより清掃・花いっぱい活動等により集落の美観が保たれてきました。また近年では森づくりなど様々な形で流域や都市部の人々の活動が定着しつつあり、こうした内外の活動により美しい景観形成が進むようしくみづくりに取り組みます。



第2節 景観計画区域及び景観形成エリア

(1) 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）

景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、適正な土地利用の規制・誘導に係る施策や環境の保全に係る施策等と、景観法の規定に基づく施策とを一体的に推進するため、村全域とします。

(2) 景観形成エリアの区分

地域ごとに異なる景観特性及び関連法による景観・開発規制の状況に基づく景観形成を進めるため、本村の景観形成エリアを山岳エリアと生活・交流エリアの2区分とします。

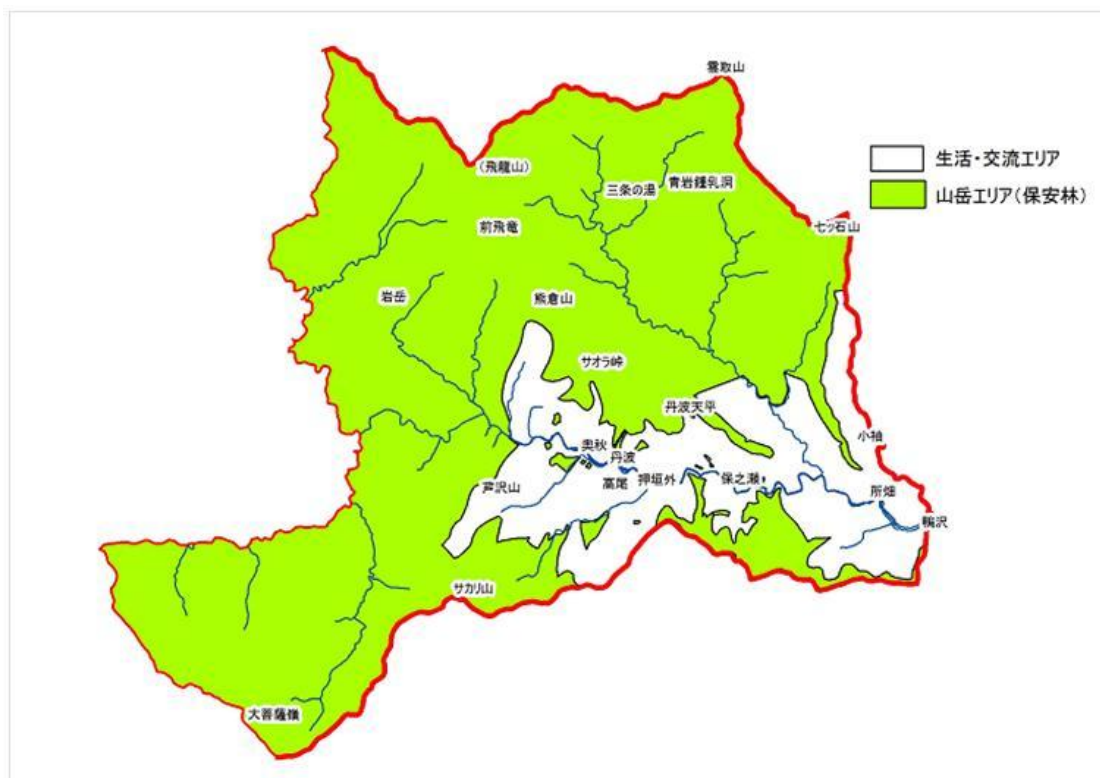
【山岳エリア】

本村はその全てが自然公園に指定されており、特別地域については、相当の景観規制が定められるとともに、そのほとんどが森林法に基づく保安林に指定され開発規制があることから、従来の法制度を活用し景観の保全を図ります。

【生活・交流エリア】

自然公園普通地域等のうち保安林指定がなされておらず規制が緩い国道沿い等の地域については、生活・交流エリアとして区分し、自然公園法の許可・届け出基準に、本計画が定める景観形成基準を上乗せすることにより景観保全を図ります。

※自然公園法第2種特別地域のうち、丹波川下流区域を含みます。



（３）景観形成エリアの方針

【山岳エリア】

美しい山岳・河川景観と優れた眺望景観、生物の多様性を支える豊かな森・水辺の自然の質を守り活かします。このエリアは、開発そのものを抑制し、手つかずの自然、適正な管理による水源涵養林（保安林）として永続的に保全します。



【生活・交流エリア】

集落、傾斜畑などの佇まい、寺社やお祭りなどなつかしい山里文化の雰囲気を受け継いでいきます。このエリアは、美しい景観を保つために必要なルールを整備するとともに、遊歩道やサイン、水場の整備などを積極的に進め、景観がもつ深い意味を明らかにし、大切に育てていきます。



第3節 ゾーン別景観形成

(1) 景観形成ゾーンの区分

生活・交流エリアの中で集落が立地する地域に関し、その性格を勘案し、中心核ゾーンと山腹等集落ゾーンに2区分し、それぞれ特性に合う景観関連事業を進めます。

※両ゾーンとも景観に関わる規制は同一とします。

【景観形成ゾーン区分】



【景観計画区域、景観形成エリア、景観形成ゾーン区分の考え方】

景観形成区域（丹波山全域）

山岳エリア（自然公園法の規制を適用するエリア）

～手つかずの自然、適正な管理による水源涵養林として永続的に保全

生活・交流エリア（自然公園法の規制に本計画の規制を上乗せするエリア）

～美しい景観を保つために必要なルールを整備

中心核ゾーン

～なつかしい山里に人々が集うやすらぎの景観づくり

山腹等集落ゾーン

～山腹の暮らしが息づく清楚な景観づくり

（２）ゾーン別景観形成

【中心核ゾーン（奥秋、上組、中組、下組、高尾、押垣外）】

景観形成テーマ：なつかしい山里に人々が集うやすらぎの景観づくり

村中心部は交流・生活拠点にふさわしいおもてなしの景観をつくとともに、先人の知恵と歴史や文化を伝える風景を守り、育てます。このゾーンは、落ち着いた佇まいとまとまりのある交流空間として、周辺景観になじむ交流・生活施設の整備や沿道の景観形成等を積極的に進めます。



景観関連事業の展開

水源の里活性化ビジョンの遊歩道計画や花の園地整備、サイン計画、ジャガイモ等在来種保存の動きなど景観づくりに結びつく予定事業を、景観整備事業として位置づけ取り組みます。

【山腹等集落ゾーン（保之瀬、親川、御祭、所畑、鴨沢、高畑、杉奈久保、小袖）】

景観形成テーマ：山腹の暮らしが息づく清楚な景観づくり

地域に息づく暮らしの景観、美しく個性的な山里の風景を守る取り組みを進めるとともに、道路等の公共施設の景観上の配慮や斜面地を活かし溪流や山々を眺望できる場づくり等を検討していきます。



「保之瀬」

「所畑」

「鴨沢」

景観関連事業の展開

空き家対策（集落維持）をはじめ、村の暮らしに根ざす文化を守り伝え、文化がつくる景観を尊重する保全再生事業として取り組みます。

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号)

第1節 届出対象行為

景観法第8条第2項第2号の規定に基づき、景観条例で定める開発や建築物等の届出が必要となる行為と、様々な行為を行う場合の基準となる景観形成基準を定めます。

※なお山岳エリアについては、現行通り自然公園法による行為の制限・基準によることとします。

【生活・交流エリアの現況と課題】

本村の自然公園法の普通地域においては、高さ13m超え（4階建程度）であれば届出は求められるものの、高さに関わる「道路斜線制限」「北側斜線制限」「隣地斜線制限」や容積率・建ぺい率の規制はありません。これらは、土地が少ない本村の条件からやむ負えないものと考えられます。しかし、屋根・壁面等の色彩も制限はなく、用途に関する制限もないことから、集落内や道路沿道などの周辺環境にそぐわない建物であっても建築することが可能な状況となっています。現在のところ、特に際立った事例は見られませんが、空き地・空き家等は少なからずあることから、今後の懸念されます。

また、美しい沿道景観が続くなか、一部では雑多な私有物が景観阻害要因となっている場所があります。道路沿道における乱雑な野積み置き場等は、産業廃棄物等のさらなる不法投棄を誘発することから、改善していく必要があります。

【生活・交流エリアの基本方針】

建築物等の新築等の行為に際しては、地域の個性および特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮します。生活・交流エリアについては自然公園法普通地域における届出行為及び取扱方針のみでは、将来、景観が阻害される事態も懸念されます。このため、村民の暮らし等に著しい影響を与えない範囲でのルールとして、行為の基準を上乗せします。

【届出が必要な行為】

	行為の種類	届出の対象
建築物	新築、改築、増築、移転	高さ10m又は延べ床面積150㎡を超えるもの
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が150㎡を超えるもの
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類（高さ1.5mを超えるもの）
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類（高さ15mを超えるもの）
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設（高さ10m又は築造面積150㎡を超えるもの）
開発その他の行為	土地の形状変更及び土石の採取	行為面積500㎡を超えるもの又は高さ3.0m以上の法面・擁壁が生じるもの
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積が1haを超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの

【手続き】

建築や開発行為等の中で、その行為により周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の行為については、村の景観条例で定めた「行為の届出」が必要です。

【景観法に基づく届出が不要な行為】

- ①行為の場所が、自然公園（特別地域）、国・県指定の文化財などの指定地域（それぞれの法令に基づいた許認可や届け出を行う）
- ②非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- ③景観条例施行のとき、既に行為に着手している行為
- ④建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ⑤木竹の伐採のうち以下の行為
 - ・農業又は林業を営むために行う行為（皆伐は除く。）
 - ・間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
 - ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ⑥土地の形状の変更で、宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農・林・漁業を営むために行う行為
- ⑦法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑧国、地方公共団体が行う行為（届出対象行為に関しては通知が必要）

【景観形成基準】

	種類	景観形成基準
建築物	新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	1. 個々の建築物等の規模、高さを極力抑え、周辺の自然環境、山里景観との調和に努める。 2. 屋根の形状は原則として 切妻 寄棟等の勾配屋根にする。 3. 外壁及び屋根の色彩は落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林・農地、集落の景観に調和した色調とする。（第6章第4節色彩についての方針参照） 4. 使用する色数は出来るだけ少なくなるよう努める。
工作物新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	1. 生垣や石材、木材などの天然の材料をできるだけ用いるよう努める。 2. できるだけ低くし、形状、意匠、色彩は、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1. 位置は、山岳の景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。 2. 色彩は、設置場所の背景を考慮し、原則として光沢のない焦茶色又は灰色のいずれかにする。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設	山、樹林、農地、集落や家並みなど周辺や背景となる景観を損なわないことを基本とし、建築物に準じたものとする。 1. 高さは、周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。 2. 形状、意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 3. 色彩等は、建築物に準じるものとする。
開発その他の行為	土地の形状変更及び土石の採取	1. 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 2. 法面は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 3. 擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫する。 4. 残地に現存する樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 5. 終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
	木竹の伐採	1. 周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2. 既存の高木はできるだけ、まとまりをもたせて残すよう努める。 3. 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。 4. 周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1. 道路等その他公共の場からできるだけ離すとともに、規模を必要最小限に抑えるものとする。 2. 積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3. 敷地の周辺は、植栽などの自然と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。

第5章 その他に関する事項

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第3号の規定に基づく「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」について、次のとおり定めます。

【現状と課題】

本村には、街道沿いの宿場の面影や、養蚕時代の古民家など、古き良き時代の伝統的・文化的な集落景観が徐々に失われつつあります。所有者の事情など様々な課題はありますが、大木や神社仏閣や史跡等も含めた集落の佇まいの保全に向けたしくみ等を考えていく必要があります。

【基本方針】

地域の特性を生かした景観形成を図るためには、村内に点在する特徴的な景観資源の保全とむらづくりへの活用を図ることが大切です。

このため、村内の建築物・工作物および、樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを調査の上、「景観重要建造物」および「景観重要樹木」としての指定を検討し、景観資源の保全と隣接地など、周辺を含めた魅力ある景観形成をめざします。

【指定基準】

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹木の姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に見ることができること
- ③所有者の同意又は合意があること

【指定候補】

- | | |
|-----------|----------------|
| ・ 一位の木 | ・ 子の神社 |
| ・ 熊野神社 | ・ 小袖の養蚕農家（空き家） |
| ・ 旧郵便局 など | |

第2節 屋外広告物の制限に関する事項

景観法第8条第2項第4号イの規定に基づく「屋外広告物の制限に関する事項」について、次の方針により適正な景観誘導を検討します。

【現状と課題】

屋外広告物は自然公園や景勝地等の周囲の自然景観と調和した景観保全が求められていますが、個々の設置者による様々な意匠・色彩により、統一感はありません。また、県屋外広告物条例に基づき本村の第1種許可地域に最大限の広告物を設置した場合、道路沿いは制限されるものの、野立広告物については大型看板の設置が可能であり、周辺景観を損なう事も懸念されます。

【基本方針】

現在、屋外広告物の規制は「山梨県屋外広告物条例」により規制されており、色彩やデザインなどができる限り周辺景観に配慮されたものになるよう景観誘導を検討します。

景観形成基準
・ 周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配慮すること。 ・ 文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること。 ・ 記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること。 ・ 点滅を伴う光源を用いる等必要以上に強い印象を与えないよう努めること。

第3節 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法第8条第2項第4号ロの規定に基づく「景観重要公共施設の整備に関する事項」について、次の方針により進めます。

【現況と課題】

本村における主要な公共施設は、道路をはじめ河川などそのほとんどを県が管理しています。県では、景観法が制定される以前から景観に配慮した施設整備を行っています。

他方、本村は山地の地形条件から、橋梁や道路の落石防止工、のり面、保護工、擁壁など山河の眺望に著しい影響を与える大規模構造物が多くあります。こうした土木施設は防災上の安全性を確保した上で、経年劣化も考慮した材料や形状等への景観的配慮と、適切な維持管理が求められています。また、溪流工や人工的になった河川等において、生態系や景観に配慮した川づくりが望まれており、県・国等との十分な調整を必要としています。

【基本方針】

今後、村は景観行政団体として、良好な景観の形成に重要な影響を与えると考えられる主要な公共施設について、必要に応じ村の特性等に即した整備に関する事項等の検討を進めます。

なお、県の管理する公共施設を景観重要公共施設に指定する場合には、県の同意を得なければならないこととされているため、景観重要公共施設の指定に際しては協議を進めます。

【指定基準】

- ①村民、観光客等に親しまれているシンボリックな公共施設
- ②線状に広がり骨格的な風景を形成している道路や河川等

【指定候補】

- ・ のめこい湯
- ・ 一般国道411号
- ・ 村役場 など

第6章 計画の推進

第1節 推進体制の整備

(1) 協働による景観形成

「良好な景観形成」という目標に向けて、村民と行政が主体的に担う役割を認識した上で、その実現に向けた実行性を高めることが必要です。

このため、丹波山らしい景観についての理解の上で、行政をはじめ、村民や事業者、関係団体等がそれぞれの立場で相互に協力し、良好な景観の形成をめざすこととします。

なお、行政においては、村、国、県、都のそれぞれの事業において緊密な連携を図り、横断的な取り組みを深化させ、景観行政を進めます。

(2) 地域等の参画

集落が主体となって行ってきたむらづくりの活動をサポートすることが、景観形成の面からも必要であり、景観づくりの基本となります。このため、地域が景観づくりの主体として、自らの地域の景観を守り、創り及び育てることが可能な仕組みづくりを検討します。

また、事業所やNPO、交流活動団体など、様々な主体による参画を支援する仕組みづくりを検討します。

(3) 推進体制の整備

景観法を積極的に活用し、国、県、都との連携体制の整備を図るとともに、村民、事業者、関係団体、行政等が本村の景観形成について検討し、情報交換を行うことができる協議会等の設置等、多様な主体の協働のためのしくみを検討します。

(4) 景観条例等の制定

建築物の建築や開発等の計画立案時から、本計画に定める景観形成の考え方を反映できるよう、必要に応じ、事前協議制度等で担保する村景観条例等を制定します。

第2節 景観形成の推進

1 景観形成施策の展開

景観形成の理念及び目標を踏まえ、美しい景観づくり、村の活性化に結びつく次のような景観形成施策に取り組んでいきます。

○豊かな自然に適応する風景づくり（自然）

自然景観の保全	自然公園法や森林法、河川法など関連法に沿う開発・利用規制を徹底し、永続的な保全を図ります。
森林管理の推進	都等関係機関との連携により水源林等の保育管理を進め、長期的には在来植生である極相林へ、人工林においては天然林誘導型森林及び複層林更新型森林への森づくりを進めます。
除間伐材の利用推進	公共施設・設備等での地場木材の利用を推進するとともに、薪ストーブ購入などへの補助制度を創設するなど除間伐材の利用を促します。
橋梁・道路等の美観の維持	県等と調整し、橋梁や道路のデザインが周辺景観と馴染むような整備に努めます。また、ショートカット等で廃道となった個所の利用・景観維持に努めます。
登山道の整備	環境省等との連携により、登山道管理の促進、展望地点等の必要最小限の伐採などを進めます。
ポイ捨てゴミの収集	広域的連携により登山者等によるポイ捨てゴミの収集のしくみづくりを検討します。
食害防止の促進	希少な山岳植生を保全するため、一定レベルを超える鹿の捕獲、ジビエ料理などでの利用を進めます。
溪谷展望地の整備	竜巖淵などいわれのある淵、滝等において道路沿いの駐車スペース等の整備により、交通安全の確保、お休みスポットを整備していきます。
多自然川づくりの推進	早瀬、淵、瀬など川の自然な浸食・堆積作用に沿う多自然川づくりに留意し、豊かな河川生態系の保全に努めます。
林間の遊歩道の整備	グリーンロード等の林間遊歩道の維持管理を進めるとともに、適地への新たな整備を検討します。
天平園地等の整備	天平園地等の主要な休憩スポットは、自然観察を促す情報提供を進めます。
小袖鍾乳洞の活用	希少な自然資源として保全を継続しつつ、適正な範囲での一般見学ができるような整備の検討を進めます。

○山里文化を継承し、暮らしに潤いをもたらす景観形成（文化）

集落景観の保全	穏やかな集落景観を保全するため、関連法等による規制に、一定範囲で規制を上乗せするルール（行為の制限、景観形成基準）を確立します。
集落単位等での景観資源の発掘と修景	神社や祠、巨木、水場、石垣、坂道、古民家、在来種ジャガイモ、ワサビ田、お祭り、将門伝説など村民にとっては日常的ではあるものの、丹波山ならではの景観資源を発見・意味づけていく景観マップづくりをはじめ、それらを踏まえた保全・修景のための事業を検討していきます。
祭事空間の保全	道ゆきの祭り空間、道祖神やお地蔵さんや水場など大事な場所とその周りなどでの伝統的祭事活動を継承し、空間保全に努めます。
在来種畑の確保	クラインガルテン付近などで在来種ジャガイモなどの地域固有栽培種を学習・育成できる園地の確保を進めます。
景観重要樹木・重要建造物指定の検討	景観上ポイントとなる樹木、神社仏閣、空き家となっている古民家などについて、所有者との連携の上、景観重要樹木・重要建造物指定を検討し、長期的な保全・活用に努めます。
集落の広場等の確保	集落入口や中心等に人々が集まる小園地を確保し、共同の花いっぱい運動等の場や集落案内・告知情報などの情報板を設置するなどで寄り合いや集落の玄関として位置づけ整備していきます。
バス等待合施設の美観の向上	待合施設（ベンチや雨避け等）の修景を図るとともに、来訪者等への観光案内情報機能の確保を検討します。
空き家等の管理	不在村者の協力を得て全村的な空き家管理システムを構築するとともに、離村し空き家とする場合の撤去に関する補助制度の創設、各集落での空き家管理のしくみづくり等を検討します。
不法投棄等の監視	関係機関によるパトロールをはじめ、不法投棄の抑制を図るため村民・来訪者の通報窓口の強化を図ります。

○生活・交流拠点として中心核の景観整備（拠点）

遊歩道の整備	のめこい湯、村営釣り場、集落等をつなぐ川沿い、街筋の遊歩道ルートを整備し、人々が行きかう中心核づくりを進めます。
村の玄関の整備	甲州市及び東京都との境は、村の玄関口に当たるため、環境整備を進めます。
公共建築物の修景	小中学校・役場等主な公共施設は、大規模改修時や建て替え時に、地場産材の利用や屋根色の改善などにより周囲の環境に配慮したデザインとなるよう工夫します。
観光交流施設の維持	老朽化している施設の適切な維持管理を進め、美観の維持に努めます。
工場後の活用	撤退工場を修景・活用します。

○内外の人々の協働による景観むらづくり（活動）

景観づくり推進体制の整備	行政、村民や事業者、関係団体等がそれぞれの立場で相互に協力し、景観づくりを推進する体制整備を図ります。
景観づくりのPR	景観づくりへの協力を村民や事業者等から得るため、景観形成に関わる施策や取り組みを、広報紙やパンフレット、ホームページの活用などにより、PR・情報発信をしていきます。
学習機会の拡充	それぞれの淵や滝、地名などのいわれを知る語り部の養成、景観マップづくり、景観フォーラムなどを展開し、楽しく学ぶ機会を拡充します。また、子供たちに関しては、学校教育において故郷を学ぶ教育の実施を進めます。
丹波山遺産の選出	日常的ではあるものの、丹波山ならではの景観資源を保全していくための機運づくりのため、そのいわれなどを調査するとともに、丹波山遺産としての村独自の指定や情報発信を検討します。
村外からの活動との連携	農業生産法人丹波山倶楽部、サミットや東急ホテルシステムの活動、丹波山村クラインガルテン運営協議会、国立公園ボランティア、多摩川水源森林隊、大学ゼミなどとの協働により景観むらづくりを進めるため、森づくり基金等のしくみづくりを進めます。
写真コンテストの継続	村内外の人が参画する風景写真コンテストを継承し、のめこい湯等でのギャラリー展示を進めます。

2 継続的・長期的な取り組み

長期的な森づくりや農業の継承などは、本村存立の核心となる事柄であり丹波山らしい景観形成に大きな影響を与えます。このため景観づくりを進めながら、諸課題の対応方策を検討し長期的・継続的に取り組むものとします。

①耕作放棄への対応

本村の畑は急傾斜地がほとんどで耕作は容易ではありませんが、加えて農業従事者の高齢化、食害等による営農意欲の減退などにより耕作放棄地が増加し、特色ある傾斜畑の景観が少なくなりつつあります。長らく営まれてきた多品種少量栽培の畑作は、ジャガイモの地域固有種が現存するなど山村としての大切な価値や暮らしの根幹であることから、担い手や流通対策を含むしくみづくりを検討していきます。

②森林施業の促進

本村の場合、都水源林が多くを占める歴史的背景から、山間地の割には林業が盛んではなかった特徴がありますが、長期的な国産材需要や木材価格の低迷などで林業就業者の減少、不在村者による所有が進行し、間伐などの手入れがされず放置される森林の増加等により、美しい植林地が徐々に失われてきています。

さらに、シカ等による森林の食害が進行し、希少な山岳景観の荒廃も懸念されています。なお、サミットの森をはじめ、都森林ボランティア等による手入れが行われていますが一部にとどまっています。伐採期を迎える森林が増加する見込みの中で、集中的な除伐や手入れをするエリアの設置をはじめ、長伐期化や災害危険性のより少ない箇所での自然更新化など実態に即した粗放管理、バイオマス資源化なども含む検討を進めます。

③都水道局による水源林経営との連携

都水道局では民有林購入モデル事業として、荒廃した民有林を購入し、将来にわたって水源地域を良好な状態で保全するため、山林所有者が手放す意向のある民有林を試験的に購入しています。今後、民有林買収が拡大される方向にあり、村民の意向に沿う形で、この問題を含む都水源林経営とむらづくりの連携を図る対応を進めます。また、山に生きる村として、林道等の通行など水源林への入山をはじめ、山の幸等の利活用などの権利を損なわないような調整を図ります。

④公有地以外の森林買収への対応

改正森林法により、1ha未満の森林売買でも村に届け出が義務づけられ、売買の実態を把握できるようになりましたが、事後届け出制で、購入は規制できません。また、保安林も所有権の移転に制限はありません。近年、世界的な水不足の影響から水源開発を狙いとした売買が懸念されつつあります。今後、不在村者の林地や少数者で構成される入会地を主に、在村者以外に転売される可能性が少なからずあることから、小規模林地を含む水源保全のための制度づくりや適正な森林管理がなされる条件を考えていきます。

⑤別荘等の開発行為の誘導

本村近郊では、バブル期のリゾート開発が破綻し、別荘廃墟が点在する場所や、急傾斜面へ張り付く別荘立地などの例があります。本村においては大規模な別荘立地等は考えにくいものの、ミニ開発的なものは懸念されます。このため、集落のコミュニティの一員として集落になじむ形での開発を誘導する方策を検討します。

資料編

推奨する色彩について

【色彩の方針】

色彩は、景観形成の上で非常に大切な要素となります。

全村民の共助によってかけがえのない丹波山村の風景を守り育て、自然と共生する美しいふるさとづくりを進めるため、村の色彩景観の方針を提示します。

【丹波山村の色彩イメージ】

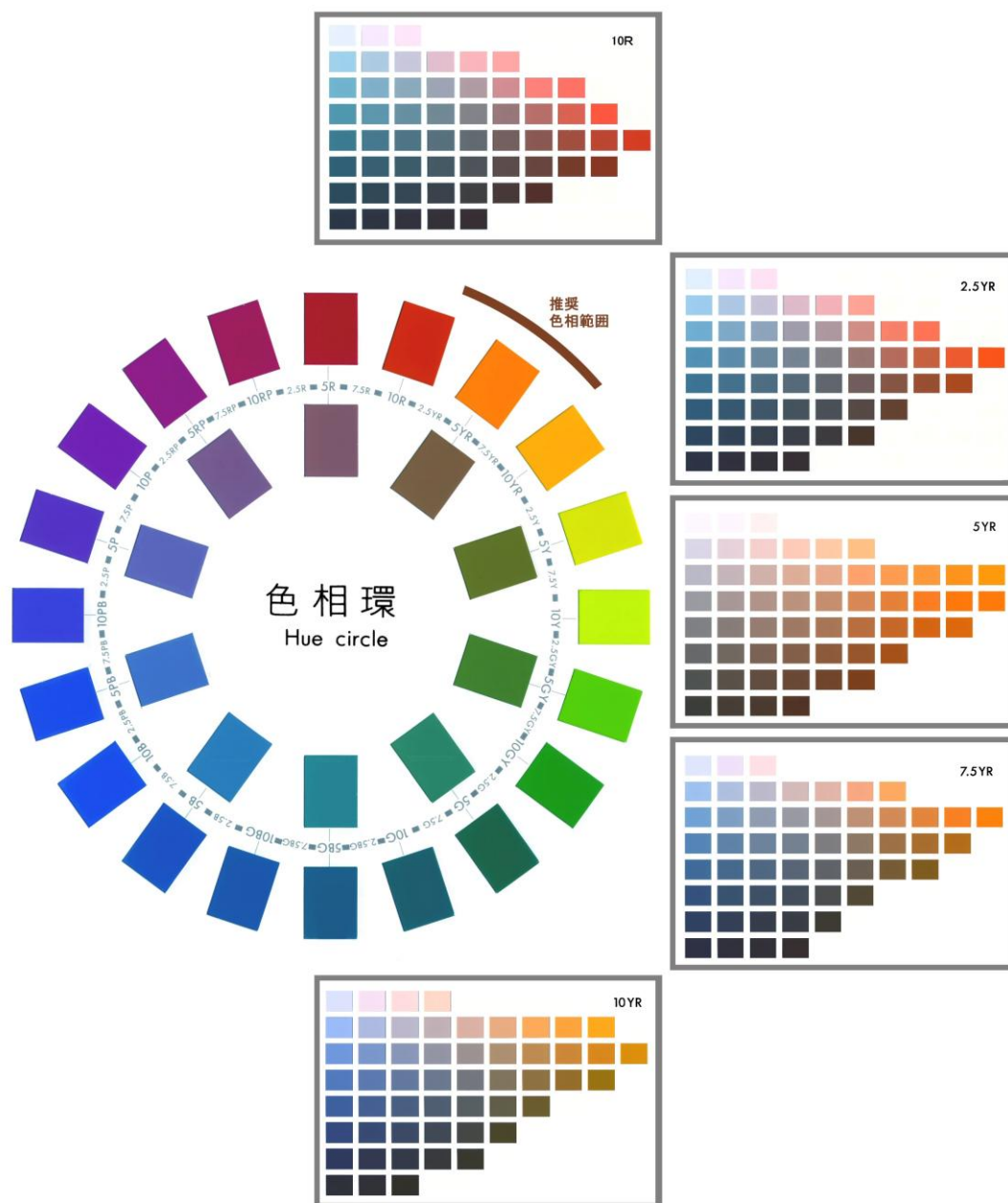
丹波山村は、村の全域を秩父多摩甲斐国立公園に属し、林野率が97%の山村です。豊かな源流の水、丹波川が流れ、雄大な山並が広がる深い緑の木々に囲まれ、自然の息吹に包まれています。この美しい自然資源を大切に守りふるさとの景観をつくります。

丹波山村は、村樹としてブナの木が、村鳥にはコマドリが選ばれています。茶灰色のブナの樹皮や茶褐色のブナの実と、茶や灰色と暖色の混じったコマドリの色彩は、まさに村のイメージを色で表しています。自然公園の中にある丹波山村の基調色・強調色となる色彩であると考えます。



【色彩の範囲】

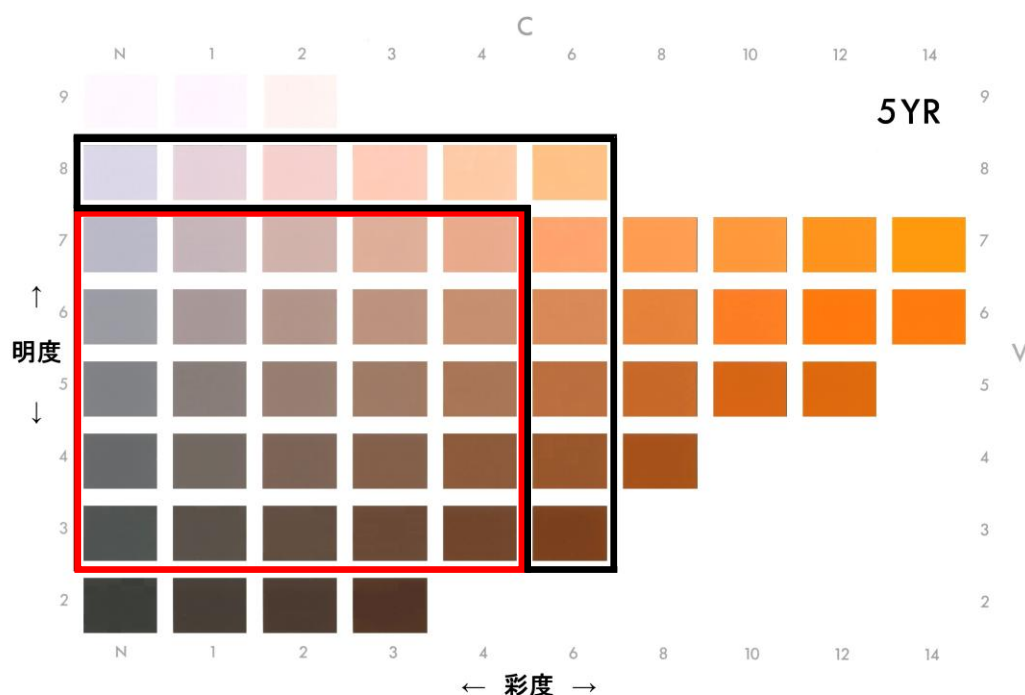
村内の建物の外観の推奨色彩の範囲を、マンセル色相の「赤」～「黄赤」の範囲とします。



註) マンセル色相一虹の7色などの色味、色合いを示します。赤、黄、緑、青、紫の5色を基本にその中間色を加え計20色相を用いています。

推奨する色彩範囲（基調色・強調色）

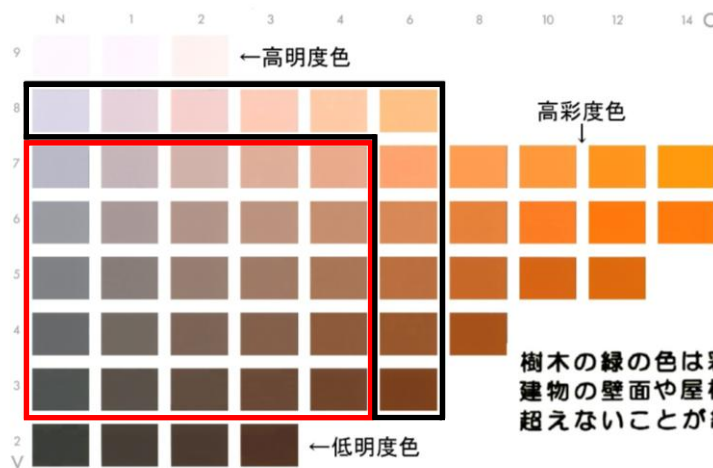
※基調色：赤枠内、強調色：黒枠内



【彩度と明度】

基調色（壁面屋根面など）の彩度は4以下、強調色（小さな面積の部分）の彩度は6以下とすることにより、自然環境にとけ込んだ落ち着いた雰囲気と風景との調和を目指します。なお、壁面のような大きな面積は色味が強調されて見えしますので、彩度を下げてちょうどよく見えるといった性質があります。また明度は、高明度（9以上：明る過ぎる）や低明度（2以下：暗い）の使用を避けたほうが良いでしょう。

【マンセル表色系の明度と彩度例】5YR



彩度を抑え色調を同調させると個々に違う色彩でも全体で調和します。



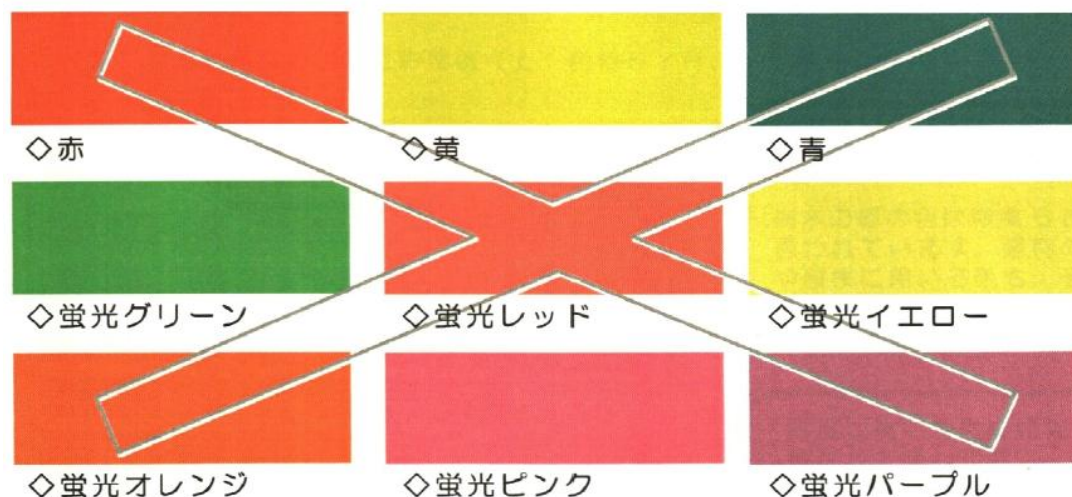
樹木の緑の色は彩度6までとされています。建物の壁面や屋根に用いる色も、その彩度を超えないことが緑との調和を図る上で大切です。

【色彩と意匠】

色彩と意匠については、その調和のため下記の方針により取り組みを進めます。

- ◎建築物等は、周囲の環境と調和した規模、形態とします。
- ◎建築物等に使用する仕上げ材等は自然の風合いに配慮します。
- ◎建築物等の色は、周辺の自然景観と調和する色で整えます。
- ◎公共建築物等は、積極的に一般の建築物等の模範となるよう充分配慮します。
- ◎建築物や工作物に使用する仕上げ材等は、天然素材（木質材、石質材、土質材）や伝統素材を可能な限り使用し美しい経年変化を考慮します。
- ◎建築物等の仕上げ材に天然素材を使用しない場合は、過度に光沢、反射するものの使用を避け、塗装等で自然の風合いに近づけるよう配慮します。
- ◎建築物等の屋根、壁の色は、自然に溶け込む茶系等の色を使用します。極端に鮮やか過ぎる色（高彩度色：7以上）や暗い色（低明度）、明るい色（高明度色）の使用は避けます。
- ◎建築物等の周囲には、ブロック塀の設置を避け、出来る限り生垣植栽または自然素材（板塀、竹垣、石積み等）とします。

【使用を避ける奇抜な色彩イメージ】

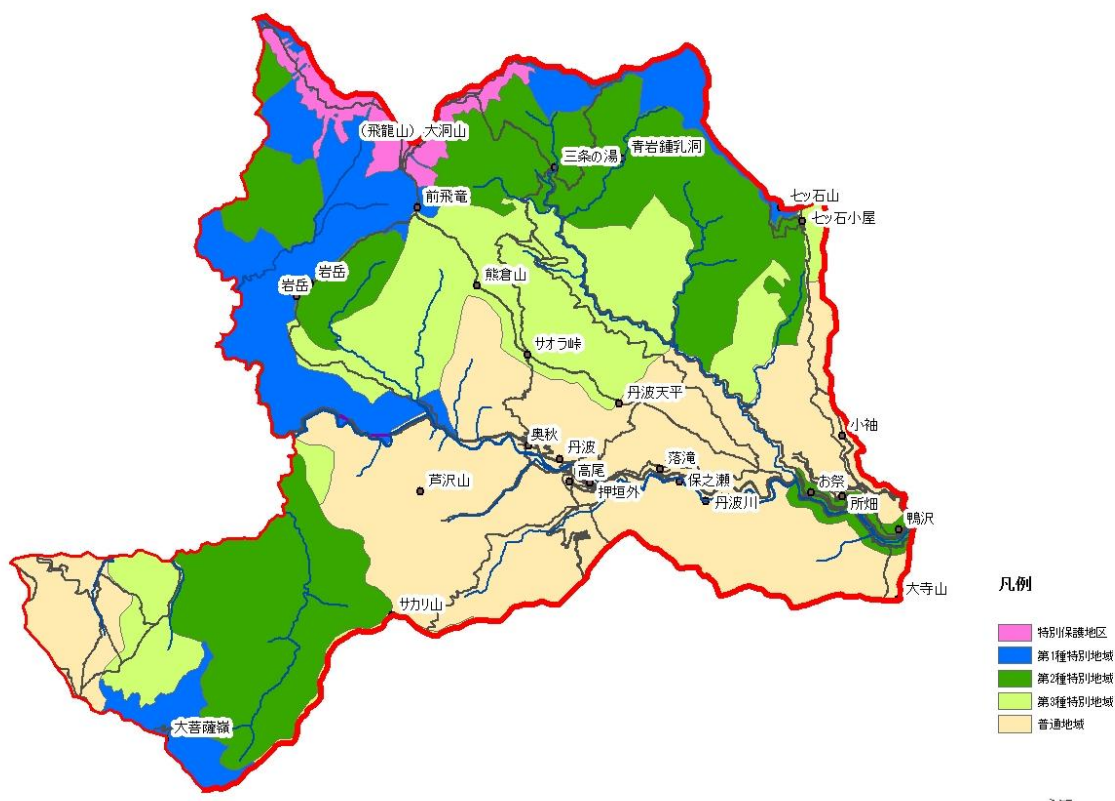


関連法等による主要な景観規制

①自然公園法

秩父多摩甲斐国立公園（1950年（昭和25）に指定、2000年（平成12年）に区域・名称変更）の地域区分については以下の通りです。

地域区分		概要
特別地域	特別保護地区	原生的な自然景観を有する地域や動植物の重要な生息地、特異な地形地質を有する地域等であり、最も厳しく行為が規制されます。
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の景観を極力保護する地域。
	第2種特別地域	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域。
	第3種特別地域	通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。
普通地域		特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）といえます。



【自然公園法に基づく許可・届出】

国定公園の区域内で次の行為を行う場合は、知事の許可又は事前の届出が必要となります。特別地域の許可の基準は、自然公園法施行規則第11条に定められ自然環境への影響が著しいなど一定の限度を超える行為は許可できないものもあります。普通地域は、届出が必要となりますが、特に風景の保護を図る上で必要な場合には、行為の禁止や制限が加えられることがあります。

行 為 の 種 類	地域区分		
	特別保護地区	特別地域	普通地域
工作物の新築・改築・増築	◎	◎	○注 1
木竹の伐採	◎	◎	
鉱物の掘採、土石の採取	◎	◎	○
河川・湖沼等の水位、水量の増減	◎	◎	○注 2
指定湖沼等への汚水・廃水の排出	◎注 3	◎注 3	
広告物等の掲出・設置・表示	◎	◎	○
屋外での物の集積・貯蔵	◎	◎注 4	
水面の埋立・干拓	◎	◎	○
開墾等の土地の形状変更	◎	◎	○
植物の採取・損傷等	◎	◎注 5	
動物の捕獲・殺傷、卵の採取等	◎	◎注 6	
屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更	◎	◎	
湿原等への立入り	◎注 3	◎注 3	
車馬等の乗入れ	◎	◎注 3	
木竹の損傷	◎	◎注 3	
木竹の植栽	◎	○	
植物の植栽、播種	◎	◎注 3, 5	
動物を放つこと	◎	◎注 3, 6	
家畜の放牧	◎	○	
火いれ・たき火	◎		

◎...許可 ○届出

注 1 ...一定規模以上のもの(建築物：高さ 13m 又は面積 1,000 m²、鉄塔：高さ 30m 等)

注 2 ...特別地域に影響を与えるもの 注 3 ...指定地域に限る

注 4 ...指定物に限る（土石・廃棄物・再生資源・再生部品）

注 5 ...指定植物に限る 注 6 ...指定動物に限る

「自然環境等調査」

以下の行為等については、事前に開発予定地の植生、動物等自然環境について、1年間の現況等の調査が必要となり、調査結果及び保全対策をふまえた開発計画を作成するとともに、許可申請又は届出時に調査報告書を提出する必要があります。

	特別地域	普通地域
開発行為	1 ha以上	10ha以上
道路の新築	延長 2 km若しくは幅員10m以上	—

【普通地域において届出が必要な主な行為（工作物）】

普通地域で工作物の新築、改築、増築で次の基準を超えるものは届出が必要です。
（自然公園法 第33条第1項第1号及び施行規則第14条第1号）

建築物	高さ13m又は延べ面積1,000㎡
送水管	長さ70m
鉄塔	高さ30m
船舶の係留施設	長さ50m
ダム	高さ20m
鋼索鉄道	延長70m
索道	傾斜亘長600m又は起点と終点の高低差200m
別荘地用道路	幅員 2 m
遊戯施設（建築物を除く。）	高さ13m又は水平投影面積1,000㎡
導管又は電線	長さ70m

【秩父多摩甲斐国立公園管理計画】

本公園は、風致景観の保護や利用の方針を示す「秩父多摩甲斐国立公園管理計画書（平成16年8月）環境省自然環境局関東地方自然保護事務所」に基づき管理しています。ここに示される「許可、届出等取扱方針」は、国立公園内で工作物の新築等を行おうとする場合の審査基準の1つとして位置づけられています。

様々な行為が想定される集落に近い普通地域では、風致及び景観に関して以下の許可・届出等取扱方針となっています。

行為の種類	普通地域内の要届出行為の取扱方針
建築物	屋根の形状は原則として 切妻 寄棟等の勾配屋根にする
鉄塔	ア 保全対象の保全に支障がないものとする。 イ 色彩は、設置場所の背景を考慮し、原則として光沢のない焦茶色又は灰色のいずれかにする。
土石の採取及び土地の形状変更	展望地及び主要道路からの風景の保護に支障のないものにする。 採取跡地は早急に緑化する。
広告物	展望地及び主要道路からの風景の保護に留意する。 蛍光塗料や点滅を伴う光源を用いる等公園利用者に必要以上に強い印象を与えないものにする。

※特別保護地域、特別地域はさらに詳細に規定されています。

※このほかに、公園事業に関し、詳細にわたる取扱方針が規定されています。

なお、国立公園内の届出等は富士・東部林務管理事務所森づくり推進課が担当しています。管理に当たっては、奥多摩自然保護官事務所、関係都県及び市町村からなる「秩父多摩甲斐国立公園連絡会議」を設け、公園管理業務について連絡調整を行っています。

また、本村や県等が実施する一般公共施設の整備については、以下を留意することとなっています。

事前調整	地域の生活産業基盤となる道路、治山、砂防等の事業と、国立公園計画との調整を円滑に進めるために、県の公共事業担当部局及び市町村との間で事前調整を実施する。
治山及び砂防施設の工法	公園利用者から視認される場所においては、原則として、自然石、丸太等の自然の素材を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。

②山梨県屋外広告物条例

良好な景観の形成、風致の維持、危害の防止を図るため「山梨県屋外広告物条例」が定められており、屋外広告物を設置するには原則として知事（富士・東部建設事務所 都市計画・建築課都市計画担当）の許可が必要です。本村に関係する地域区分は以下の通りです。

規制地域	第1種禁止地域	第1種許可地域
	自然公園法の特別地域	自然公園法の普通地域
自家用広告物 （店名、商標、事業内容を表示するための広告物）	総面積 5 m ² 以内は許可申請不要	総面積10m ² 以内は許可申請不要
	総面積 5 m ² を超えるものは設置不可	総面積10m ² を超える場合は、すべて許可申請が必要
道標・案内図 （広告物に矢印や案内図等を掲示し、誘導するもの）	全て許可申請が必要 許可基準 1 m ²	全て許可申請が必要 2 m ²
一般広告物 （上記に該当しないもの）	設置不可	全て許可申請が必要

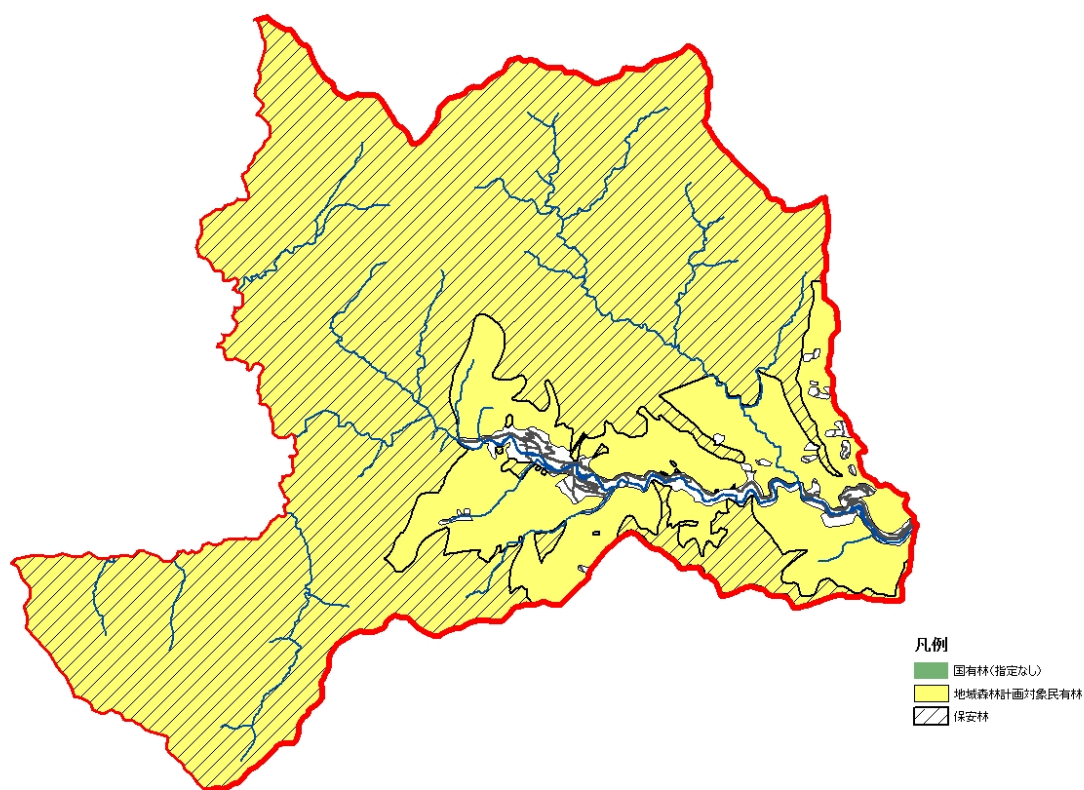
※他に第2種禁止地域（自然公園法特別地域の高速自動車道両側500m以内）、第2種許可地域（自然公園法普通地域の都市計画法用途地域）、第3種許可地域（都市計画法の商業地域）があります。

※その他、全ての地域にわたる許可の共通基準として以下が定められています。

- ・表示部分以外についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること
- ・回転灯を使用していないこと
- ・蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使用していないこと
- ・表示内容の変化するものでないこと（第3種許可地域を除きます）

③森林法に基づく林地開発許可制度

森林が持つ各種の公益機能を維持するため、森林法（1951）に基づく許可制度（法第10条の2～10条の4）が設けられています。地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く）において、1haを超える開発行為（土石や樹根の採取、開墾その他土地の形状変更など）に適用され、国・地方自治体が行う場合等は適用除外となっています。なお、隣り合った開発や将来的に1haを超えて開発する場合は許可が必要です。土砂の流出・崩壊や水害の防止機能、水源かん養機能、環境保全機能に著しい支障がない場合に限り許可されます。



④建築基準法

本村は都市計画区域に指定されておらず、用途制限や建蔽・容積率などの地域的な集団規定はありません。しかし建築基準法の「単体規定」として、個々の建築物の構造などについての規定があり、以下の建物の建築確認が必要です。

〔都市計画区域外の建築確認が必要な建築物〕

- ・ 特殊建築物（共同住宅、劇場、病院など）で、その用途部分の床面積が100㎡を超えるもの
- ・ 木造建築物で3階建て以上、または延べ面積500㎡、高さ13m、軒の高さ9mのいずれかを超えるもの
- ・ 木造以外の建築物で2階建て以上、または延べ面積200㎡を超えるもの

⑤開発行為

本村は都市計画区域外ですが、いわゆる乱開発を防止し、農林漁業の調和のもとに、住みよい街づくりを実現することを目的に都市計画法により1ha以上の開発行為（建築物の建築及び特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）については、開発許可制度が適用となります。開発行為においては、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど、知事の許可が必要となります。

なお、農林漁業の用に供する温室やたい肥舎などの特定の建築物や公益上必要な建築物、国・県などの公的機関が行う開発行為は適用除外となっています。

※特定工作物とはゴルフ場やレジャー施設、墓園、周辺地域の環境悪化をもたらすおそれのあるコンクリートプラント等、危険物の貯蔵又は処理に関する施設等を指し、土地の区画形質の変更とは敷地分割、造成（盛土、切土など）、地目変更等を指します。

また、1ha未満～3,000㎡以上の開発を行う場合は、事前協議の手続、公共施設等の整備に関する基準その他施行に関し必要な事項を定める「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」により、設計確認制度が適用になり、知事の設計確認を義務付けられています。

計画策定経過等

【計画策定経過】

年月日	内 容
平成24年 5 月27日	丹波山村景観調査「第1回景観フィールドワーク」
平成24年 6 月24日	丹波山村景観調査「第2回景観フィールドワーク」
平成24年 7 月18日	フィールドワーク結果・計画（試案）の協議
平成24年10月18日	計画（事務局案）の協議・決定

【審議会委員名簿】

団体名	団体役職	氏 名
村議会	議長	守屋 茂久
村議会	副議長	白木 昭一
観光協会	会長代理	芦澤 敦生
商工会	副会長	河村 春樹
社会福祉協議会	専門員	酒井 智子
農林産物直売グループ	会長	守屋 富重
丹波山村小学校PTA	会長	舩木 和久
丹波山村中学校PTA	会長	木下 修一
民生委員	会長	浅沼 亀
学識経験者		木下 勲
学識経験者		嶋崎 常雄
学識経験者		坂本 求
学識経験者		守岡 登美子
学識経験者	山梨大学大学院 教授	大山 勲
村長		岡部 政幸
教育委員会	教育長	柳場 正喜
教育委員会	次長	坂本 五一
役場	総務企画課長	橋詰 武
役場	振興課長	田中 寿二
役場	住民生活課長	木下 喜人
役場	温泉観光課長	木下 和彦

【美しい自然と歩む景観計画】

丹波山村景観計画

発行日：平成25年 3 月

発行：丹波山村役場

山梨県北都留郡丹波山村890

編集：丹波山村総務企画課

策定協力/印刷：株式会社サンニチ印刷